



2022年度 労働基準監督官採用試験が実施されます

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の対象期間が令和4年3月31日まで延長！

過去に建設現場で石綿に暴露し石綿関連の疾病を発症された方やそのご遺族の皆様へ

溶接ヒュームの濃度測定はお済ですか？（今年4月1日から施行されます）

相談・届出・申請などは「電話」「電子申請」「郵送」をご活用ください

【魅力ある職場紹介】 正光建設株式会社

テレワークを有効に活用しましょう ～テレワークの実施にあたっての留意事項～

静岡県内の労働災害発生状況（令和4年1月末現在）

障害者雇用状況の集計結果（令和3年6月1日現在）

静岡県有効求人倍率（令和3年12月）

河津桜



2022年度 労働基準監督官採用試験が実施されます

2022年度労働基準監督官採用試験に関する情報を案内し、受験勧奨を行っています。全ての働く人が安心して働くことのできる社会を創るため、「労働基準監督官として働きたい！」という意欲のある方の受験をお待ちしております。

「労働基準監督官」とは、労働基準法などに基づいてあらゆる職場に立ち入り、事業主に対し法に定める基準を遵守させることにより、労働条件の確保・向上、働く人の安全や健康の確保を図ることを任務とする厚生労働省の専門職員です。

<採用試験（案内）>

- 試験日程
 - インターネット受付期間：2022年3月18日（金）9時00分～4月4日（月）受信有効
 - 第1次試験：2022年6月5日（日）
- 採用予定者数
 - 労働基準監督A（法文系）約185名／労働基準監督B（理工系）約40名

受験案内、労働基準監督官の仕事の詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。
<https://www.mhlw.go.jp/general/saiyo/kantokukan.html>



新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の対象期間が令和4年3月31日まで延長！

妊娠中・出産後1年以内の女性労働者が、保健指導・健康診査の際に主治医や助産師から指導を受け、事業主に申し出た場合、事業主は必要な措置（通勤緩和等）を講じる義務があります。

令和2年5月7日には、この「母性健康管理措置」に**新型コロナウイルス感染症に関する項目**が追加されました。働く妊婦の方が、通勤や作業の環境によって、新型コロナウイルス感染症への感染について不安やストレスを抱え、母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、保健指導・健康診査の際に主治医や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合には、事業主は指導（※）に基づく必要な措置を講じる義務があります。

※ 指導の例：「感染のおそれが低い作業への転換又は出勤の制限（在宅勤務・休業）」、「通勤緩和の措置」

この「母性健康管理措置」の対象期間が、**令和4年3月31日まで延長**されました。

詳細は厚生労働省HPをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku05/index.html



過去に建設現場で石綿に暴露し石綿関連の疾病を発症された方やそのご遺族の皆様へ

令和3年6月9日に「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」が成立し、同月16日に公布されました。

この法律には、石綿にさらされる建設業務に従事した労働者等が、石綿を吸入することより発生する疾病にかかり、精神上的苦痛を受けたことについて、最高裁判決等において国の責任が認められたことに鑑み、被害者の方々へ損害の迅速な賠償を図る旨が述べられています。

これにより、新たに「建設アスベスト給付金制度」が創設され、

令和4年1月19日から給付金等の請求受付が始まりました。

このことについて相談窓口を開設しました。

ご相談・ご質問につきましては
労災保険相談ダイヤル

0570-006031まで、お電話ください。

ご相談は労災保険相談ダイヤルまで

労災保険相談ダイヤル

0570-006031

月曜日～金曜日8:30～17:15

(土・日・祝日・年末年始はお休みします)

※ご利用の際は、通話料がかかります。IP電話など、一部の電話からはご利用できません。

※ご相談時点で、具体的な内容が決まっていないものについては、お答えできない場合がありますので、予めご了承ください。

※労災保険一般に関するご相談も受け付けています。

建設アスベストに関するご案内 相談窓口を開設しました

建設現場で石綿にばく露し、疾病を発症された方の補償などに関するご相談を承ります。

例えば、このような相談はありませんか？

- 昔、建設現場での仕事で石綿にばく露し、中皮腫を発症しましたが、労災認定を受けていません。今からでも労災認定を受けられますか？
- 石綿による労災認定を受けていますが、どこにいけば無料で治療が受けられますか？
- 建設アスベストに関する給付金の制度ができると報道がありましたが、何か決まったものはありますか？

など

溶接ヒュームの濃度測定はお済みですか？（今年4月1日から施行されます）

特定化学物質障害予防規則（特化則）改正により、金属アーク溶接等作業を行って屋内作業場では、以下の場合は溶接ヒューム（マンガン）の濃度の測定が必要です。

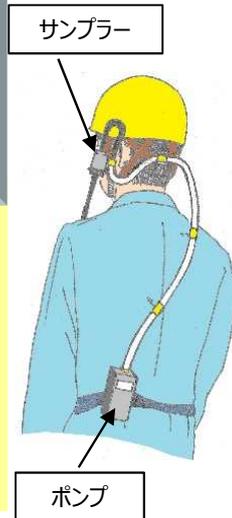
測定が必要な場合

- ① 金属アーク溶接等の作業方法を新たに採用するとき、またはその作業方法を変更しようとするとき（令和4年4月1日から）
- ② **以前から**金属アーク溶接等作業を行っており、**引き続き現在も**金属アーク溶接等作業を行っているとき（令和4年3月31日までに）

注意点

- A. 濃度測定は、**個人ばく露測定**により行う必要があります。この測定は労働者の身体に装着する試料採取機器を用いる方法により行います。
- B. 上記②に該当する場合は、**令和4年3月31日までに**濃度測定を行わなければなりません。
- C. 濃度測定は、正確な測定及び確実なばく露防止措置のため、作業環境測定士や作業環境測定機関などへの委託を検討してください。

※県内の作業環境測定機関の一覧は静岡労働局HPに掲載しております。



相談・届出・申請などは「電話」「電子申請」「郵送」をご活用ください

労働局・労働基準監督署・ハローワークでは、皆様に来庁いただくことなく、電話による労働相談、電子申請・郵送での各種届出・申請、インターネットによる情報収集が可能です。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から積極的な活用をお願いします。

また、事業主等の署名や押印が不要となった届出・申請書類がありますので、こうした書類の作成に当たってのテレワークの活用もご検討ください。

【電子申請や郵送による届出・申請などが可能な主な手続き】

- 労働基準法に基づく36協定や就業規則の届出 など
- 労働安全衛生法に基づく労働者死傷病報告 など
- 労働保険徴収法に基づく届出 など
- 労働者災害補償保険法に基づく労災請求 など
- 雇用保険法に基づく雇用保険被保険者の資格取得や資格喪失に関する届出 など
- ハローワークへの求人申し込み
- 労働者派遣事業および職業紹介事業の許可の申請 など

魅力ある職場紹介

「働きやすく」「元気な」県内企業をご紹介します！



正光建設株式会社

- ・若者の採用が増えた企業
- ・ユースエール認定

【プロフィール】所在地：周智郡森町 社員数：56名
事業概要：土木、建築、総合建設業



令和3年度に「ユースエール認定」(*)を受けました。

若年労働者の入社が増えた秘訣について岸浪人事課長と渡瀬総務課長にお聞きしました。

※若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度です。

○ ユースエール認定を知ったきっかけ ○

「以前はハローワークに求人を出すだけで、若者の採用は増えませんでした。

数年前、ユースエール認定制度を知りましたが、認定を受けるためには12項目をクリアする必要がありました。

若者に選んでいただける企業になるために、まずは休日日数を業界最高水準に引き上げることから始めました。」

年間休日数が令和元年は97日でしたが、令和2年に**115日**に増やしました。

その他、**年次有給休暇日数**を**勤続2年で20日間**に設定し、**平均取得日数**は令和2年には**11.64日**になりました。

○ 残業削減 ○

以前の建設現場で監督をしていた社員の働き方は、昼間は現場、夕方帰社してから事務処理というパターンでした。

「残業を減らすために、1つの現場に**複数の監督**を置き、現場担当と書類担当に**作業を分担**しました。若手の監督は先輩と組むことによって仕事を一人で抱え込むことがなくなり、ストレスも減ったようです。」

その結果、令和元年には10時間以上だった**月平均残業時間**が令和2年には**5.35時間**にまで減りました。

○ メンタルケアの環境整備 ○

労働衛生管理については、令和2年までは衛生管理者のみで対応していましたが、令和3年からはTHP（心とからだの健康づくり）指導者の心理相談員を常勤で配置し、健康診断の検査項目以外のメンタルケアにも早い段階で対応する環境を整えました。また、顧問の公認心理師（及び臨床心理士）や産業医にも相談をしながら、社員の心の問題に対するケアにも取り組みました。

○ 若者採用実績 ○

かつては若者採用がほぼありませんでしたが、取組の結果、令和3年度は**6人の若者**(高卒2人、専門学校卒2人、大卒1人、大卒中途1人)が入社しました。

テレワークを有効に活用しましょう ～テレワークの実施にあたっての留意事項～

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大していることを踏まえ、テレワークを実施するに当たっての留意事項をご確認いただき、実施をご検討ください。

- ◇実施に向けての検討
 - 業務の切り出し
 - 対象者の選定
 - 費用負担の割合
- ◇セキュリティのチェック
- ◇ルールの確認
 - 労働時間
 - 安全衛生等
- ◇作業環境のチェック（右図参照）

照明
明るいところで作業しましょう

温度・湿度
適度な温度・湿度の
部屋で作業しましょう

窓
こまめに換気しましょう

その他
適度な休憩・
ストレッチなど

机・椅子
作業中の姿勢に
気を付けましょう

○テレワークに関しては静岡労働局HP
をご参照ください▼

https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/hatarakikataikaku_telework_00105.html

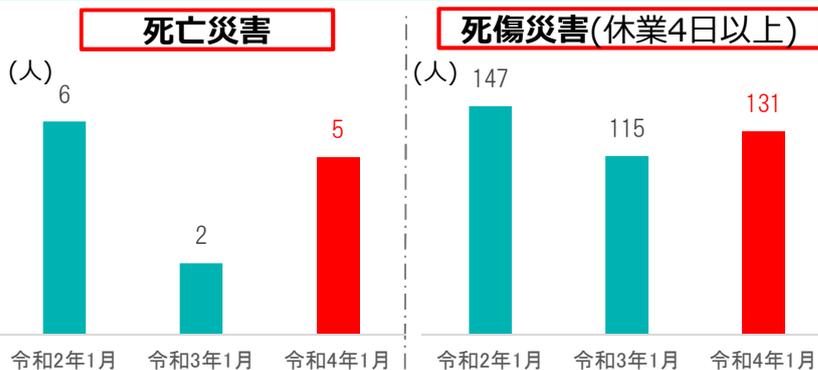


【テレワークに関する相談・お問い合わせ先】

○テレワーク相談センター(厚生労働省委託事業)
電話番号 0120-861009
メールアドレス sodan@japan-telework.or.jp



労働災害発生状況（令和4年1月末現在）



令和4年1月末現在における県内の死亡災害は、5人でした。内訳は、製造業2人、建設業3人、畜産・水産業1人となっています。前年同期と比べると3人増加です。一方、死傷災害は131人で、前年同期に比べ16人増加となっています。



職場における新型コロナウイルス感染防止対策について

現在オミクロン株による新型コロナウイルス感染が拡大しています。オミクロン株に対しても基本的な感染対策が有効です。

引き続き「～取組の5つのポイント～」をしっかり守り、「手洗い」、「3密（密接・密集・密閉）回避」、「換気」などの基本的な感染対策を徹底しましょう！



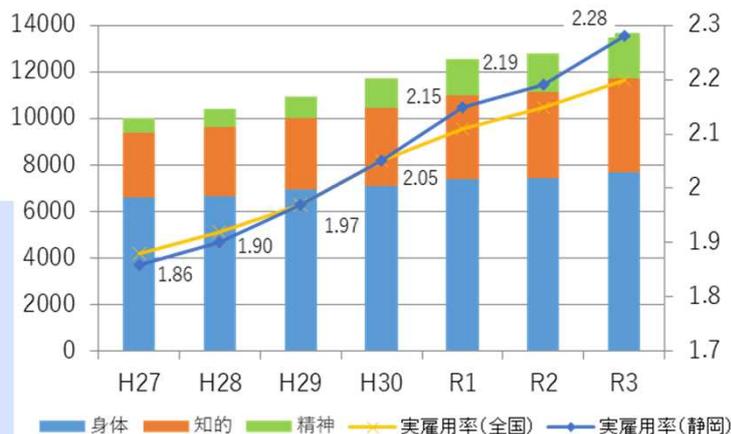
障害者雇用状況の集計結果（令和3年6月1日現在）

静岡労働局では、令和3年6月1日現在の静岡県の民間企業における「障害者雇用状況」の集計結果を取りまとめました。

今回の集計結果では、民間企業の雇用障害者数は13,686.5人（全国 597,786.0人）、実雇用率は2.28%（全国 2.20%）、達成企業割合は51.9%（全国 47.0%）となりました。

雇用障害者数は12年連続、実雇用率は9年連続、過去最高を更新しており、障害者雇用が進展している状況となりました。

○民間企業の雇用障害者数・実雇用率の推移



※障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.3%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

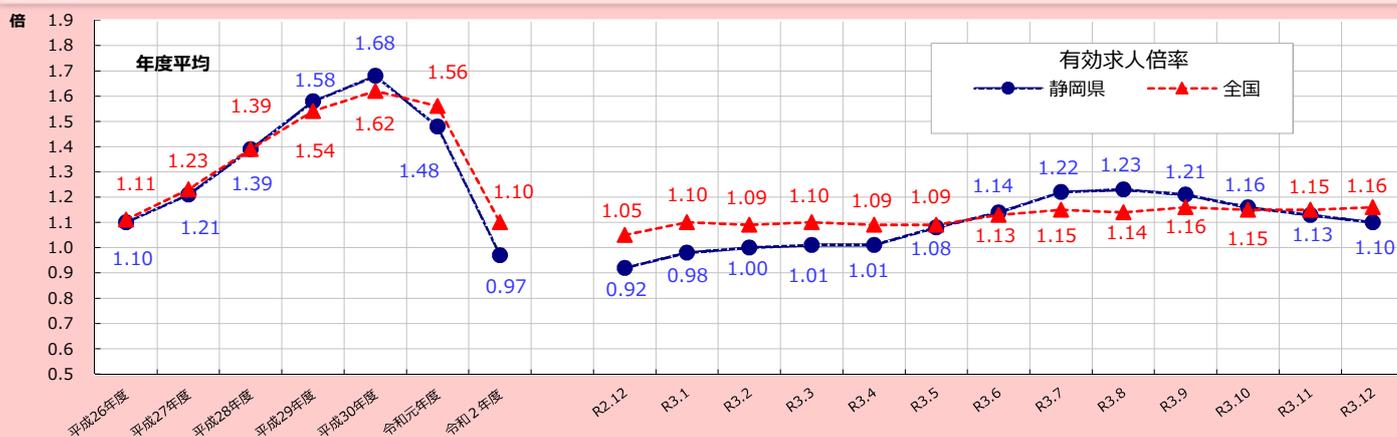
今回の結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、そのうち静岡県内の民間企業の報告を集計したものです。

静岡県有効求人倍率（令和3年12月）

<雇用情勢の概況>

県内の雇用情勢は、改善の動きが落ち着いているものの、新型コロナウイルス感染症の影響に注意する必要がある。

有効求人倍率（季節調整値）は1.10倍(全国36位)となり、前月を0.03ポイント下回った。



編集/発行

静岡労働局 雇用環境・均等室 〒420-8639 静岡市葵区追手町9番50号（静岡地方合同庁舎5階）

T E L <054>252-5310 F A X <054>252-8216 <https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/>